

公益社団法人東京都薬剤師会認定 禁煙支援薬剤師認定制度 実施要綱

平成 23 年 9 月 29 日制定
平成 29 年 12 月 7 日一部改定
平成 31 年 3 月 18 日一部改定

第 1 条 目的

禁煙指導の意義を理解し禁煙支援・指導方法の正しい知識を持ち、喫煙者へ禁煙相談、禁煙プログラムを適切に提供できる認定禁煙支援薬剤師を養成することで、広く国民の健康な生活を確保することを目的とする。

第 2 条 認定

公益社団法人東京都薬剤師会（以下、本会と称す）が指定する「禁煙支援薬剤師講座」を受講後、試験に合格した者に、本会より「禁煙支援薬剤師講座修了証」を授与する。

- 2 前項の後、初回認定の申請があった者を「東京都薬剤師会認定禁煙支援薬剤師」として認定し、「東京都薬剤師会禁煙支援薬剤師認定証」と「認定徽章」を授与する。

第 3 条 更新

認定の更新は 3 年毎とする。

第 4 条 認定要件

認定禁煙支援薬剤師は非喫煙者であること。

第 5 条 禁煙指導の条件

禁煙指導にあたっては、認定証を施設内に掲示し、授与された認定徽章を着用し指導すること。

- 2 タバコを販売しないこと。
- 3 施設内は全面禁煙を実施すること。

第 6 条 認定証の再交付

禁煙支援薬剤師認定証に氏名の変更があった場合、また破損等があった場合には、再発行することができる。

第 7 条 受講料および認定料

受講・認定・更新・再交付を受けようとする者は、本会に規定の料金を納入するものとする。

第 8 条 禁煙支援薬剤師認定制度実施要綱の変更・改廃

公益社団法人東京都薬剤師会生涯学習委員会において検討し、理事会の承認を得て行う。

第 9 条 その他

本規定に定めるもののほか、本規定の実施について必要な事項は禁煙支援薬剤師認定制度実施要綱細則に定める。

第 10 条 本実施要綱は平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

公益社団法人東京都薬剤師会 禁煙支援薬剤師認定制度 実施要綱 細則

平成 23 年 9 月 29 日制定
令和 2 年 2 月 1 日一部改定（ウェブ試験）
令和 3 年 9 月 17 日一部改定（更新手続）
令和 4 年 3 月 1 日一部改定（更新手続）

第 1 条 ウェブ試験

公益社団法人東京都薬剤師会（以下、本会と称す）生涯学習委員会が作成した問題群から下記の講座毎の問題がランダムに出題され、計 20 問のうち、9 割（18 問）以上の正解者を合格とし、禁煙支援薬剤師修了証を授与する。

- (1) はじめに
- (2) 禁煙支援の歴史的背景と現状
- (3) 医師による禁煙指導 I
- (4) 医師による禁煙指導 II
- (5) 禁煙支援のための医薬品
- (6) 薬剤師が行う禁煙支援 I
- (7) 薬剤師が行う禁煙支援 II
- (8) 禁煙支援の具体的な対応事例

尚、全講座受講した者はウェブ試験に合格するまで繰り返し受験可能である。

第 2 条 実践テキスト

修了証の取得者は、禁煙支援自己学習用の実践テキストをダウンロードできる。

第 3 条 認定手続き

東京都薬剤師会認定禁煙支援薬剤師（以下、認定禁煙支援薬剤師と称す）となるためには、以下の手続きを必要とする。

(1) 講座受講手続き

- 1) 禁煙支援薬剤師講座受講申込書（様式 1）で本会に受講を申込み。
- 2) 本会指定口座に受講料を振り込む。
- 3) 本会より発行された ID 及びパスワードを取得し、受講を開始する。

(2) 初回認定手続き

- 1) 本会が指定した講座を全講座受講し、ウェブ試験に合格した後、禁煙支援薬剤師講座修了証を取得する。なお、修了証発行日を確定するため、ウェブ試験合格後、直ちに修了証を印刷すること。
- 2) 禁煙支援薬剤師講座修了証発行後、認定手続きをすること。
禁煙支援薬剤師認定申込書（様式 2）に、①非喫煙者であること、②薬局でタバコを販売していないこと、③施設内は全面禁煙を実施していることを明記し、修了証のコピーを添付して、本会に申込みを行う。
- 3) 本会指定口座に認定証発行手数料を振り込む。

- 4) 本会より認定を受け、「東京都薬剤師会禁煙支援薬剤師認定証」及び認定徽章を授与される。

第4条 審査会

審査員は本会会員の中から担当常務理事が推薦し、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。審査員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 更新手続き

更新には、禁煙支援の1事例を1単位とし、3年間で3単位を必要とする。但し、学校や地域等での喫煙防止に関する講義を行った場合、1回の講義を1単位として事例報告単位数と合算することができる。

- (1) 禁煙治療の支援事例は2カ月以上の支援実施例であること(成功例でなくとも可)。
- (2) 禁煙を勧めて禁煙外来への受診勧奨を実施した例や日常的に禁煙への動機づけを行った事例でも支援事例として認める。
- (3) 学校や地域等での喫煙防止に関する講義を行った場合も事例報告と認める。

2 更新する場合は、禁煙支援薬剤師更新申込書(様式4)に禁煙支援実績報告書(様式3-1)及び禁煙支援事例報告書(様式3-2)を添付して、本会に申し込みを行う。

- (1) 更新は、認定期間が満了する日の3か月前から経過後3か月までの期間に更新申請をすること。期間内に更新を行わない場合は、効力を失う。
- (2) 講義は依頼状またはプログラムと禁煙講習会実施報告(様式3-3)の提出とする。

第6条 更新認定の特例

平成29年8月末までに初回認定及び更新認定されたものは、更新期間を5年、支援事例報告を5例とし、審査会規約第4条に基づき認定する。

第7条 認定証の再交付手続き

認定証の再交付が必要な場合は、禁煙支援薬剤師証再交付申込書(様式5)を本会に提出すること。また本会の指定口座に再交付手数料を振り込むこと。

第8条 認定の取り消し

禁煙支援認定の薬剤師としてふさわしくない行為が認められた場合には、審査会の審議を経て、理事会においてその認定を取り消すことがある。

第9条 手数料

(1) 受講料

会 員：1,000円(ただし、税を含む)
会 員 外：3,000円(ただし、税を含む)

(2) 認定証発行手数料(認定徽章を含む)

会 員：3,000円(ただし、税を含む)
会 員 外：9,000円(ただし、税を含む)

(3) 更新認定証発行手数料(3年ごとに)

会 員：1,000円(ただし、税を含む)
会 員 外：3,000円(ただし、税を含む)

(4) 再交付手数料

認定証： 500 円 (ただし、税を含む)
認定徽章： 1,000 円 (ただし、税を含む)